

【利用者負担額(保育料)のお知らせ】



保育料は扶養義務者（原則父母）の市民税所得割額の合計に応じて決定します。ただし、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合は、同居する者（祖父母等）を含めた市民税額にも基づき算定します。

○利用者負担額は月額です

【3歳未満：3号認定（保育認定）の利用者負担額基準表】

階層区分	階層区分の定義	利用者負担額（月額）		
		3号認定（3歳未満）		
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	
第2階層	市民税非課税世帯	0円	0円	
第3-1階層	市民税所得割課税額	24,300円未満(均等割のみ含む)	12,700円	12,500円
第3-2階層		24,300円以上48,600円未満	13,700円	13,500円
第4-1階層		48,600円以上72,800円未満	19,500円	19,200円
第4-2階層		72,800円以上97,000円未満	21,000円	20,700円
第5-1階層		97,000円以上133,000円未満	26,700円	26,300円
第5-2階層		133,000円以上169,000円未満	28,900円	28,500円
第6階層		169,000円以上301,000円未満	30,500円	30,100円
第7階層	301,000円以上	36,000円	35,500円	

【幼児教育・保育の無償化】

- 3～5歳児クラス全ての児童の保育料・副食費が無償です。
 - ・認定こども園の1号認定（教育認定）子供については満3歳から無償となります。
 - ・副食費とは、おかず・おやつ等の費用のことです。（ごはんなどの主食は保護者負担となります）
 - ・通園送迎費、行事費などは、これまで通り保護者の負担になります。
- 0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童は保育料が無償です。

【1号の預かり保育について】

- 園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。

(注)保育の必要性があり、施設等利用給付の認定を受けている子どもに限ります。

施設等利用給付の申込については各施設またはこども家庭課までお問い合わせください。

【令和5年度：対象年齢について】 ※年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

クラス	生年月日	
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日	保育料無償
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	
2歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	保育料発生 ※多子軽減・減免等除く
1歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	
0歳児	令和4年4月2日～	

◆教育・保育の必要性によって施設利用の認定が必要です！

お子さんが3才以上で 教育を希望 する場合	→	1号認定 (教育標準時間認定)	教育標準時間 9:00~13:00	
お子さんが3才以上で 保育が必要な 場合	→	2号認定 (保育認定)	保育必要量 1か月あたりの就労時間 120時間以上	保育標準時間 7:00~18:00
			保育必要量 1か月あたりの就労時間 48時間以上120時間未満	保育短時間 8:00~16:00
お子さんが3才未満で 保育が必要な 場合	→	3号認定 (保育認定)	保育必要量 1か月あたりの就労時間 120時間以上	保育標準時間 7:00~18:00
			保育必要量 1か月あたりの就労時間 48時間以上120時間未満	保育短時間 8:00~16:00

*上記の利用時間は市内の公立施設の場合です。
*市内の私立施設及び市外の施設の利用時間については各施設お問い合わせください。

◆利用者負担額（保育料）の切替時期について

利用者負担額が市民税所得割課税額の決定時期により、**切替時期が9月**となります。

4月~8月の保育料	→	前年度の市民税の所得割額により算定
9月~3月の保育料	→	今年度の市民税の所得割額により算定



◆多子軽減制度について

- ◎第1子 → 利用者負担額基準表のとおり
- ◎第2子 → ・3号認定 保護者と「生計を一」とする第2子は、第1子の年齢に関らず**基準額表の半額**です。
※上記のうち、子どもを養育する世帯の市民税の所得割額の合計が57,700円未満の世帯の第2子は**無償**となります。
- ◎第3子以降 → ・3号認定 保護者と「生計を一」とする第3子は、第1子・第2子の年齢に関らず**無償**です。

◆ひとり親世帯など 利用者負担額（保育料）の減免について

- ※ひとり親世帯などとは、母子・父子家庭世帯、在宅障がい者がいる世帯、生活保護法に定める要保護世帯です。
- ◎第1子 → ・3号認定 第3階層世帯の第1子は、基準額表の**半額**です。
第4-1及び4-2階層世帯の第1子は、**6,000円(2号)**、**9,000円(3号)**です。
(4-2階層のうち市民税所得割額77,101円以上は除く。)
 - ◎第2子 → ・3号認定 市民税所得割額が77,101円以上97,000円未満の第1子は、基準額表の**半額**です。
市民税所得割額が77,100円以下の世帯の第2子は、第1子の年齢に関らず**無償**で、
市民税所得割額が77,101円以上97,000円未満の世帯は、**半額×1/2**となります。
 - ◎第3子 → ・3号認定 //

※市民税の所得割額は子どもを養育する世帯の合計です。

◆預り保育料・延長保育料について

預り保育料	→	各施設にお問い合わせください。(1号認定の利用者)
延長保育料	→	各施設にお問い合わせください。

〔参考〕かほく市内の公立施設の場合

7:00~8:00及び16:00~18:00において**1時間当り100円**(2号・3号の保育短時間認定の利用者)
// **1時間当り200円**(1号の利用者)となります。

18:00~19:00において**1時間当り200円**となります。(1号、2号、3号の利用者)

18:00~19:00において**月額2,000円**となります。(2号、3号の保育標準時間認定の利用者)